

要配慮者利用施設向け
避難確保計画
作成ガイド



水害 土砂災害から 命を守るために

～要配慮者利用施設における警戒避難体制の構築に向けて～



要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は

水防法・土砂災害防止法が改正され、**浸水想定区域**や**土砂災害警戒区域**内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。義務付けの対象となるのは、これら、要配慮者利用施設のうち、**市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設**です。

要配慮者利用施設の例

〔社会福祉施設〕等

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅)
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター等



〔学 校〕

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校(高等課程を置くもの)等



〔医療施設〕

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所等



〔浸水想定区域〕の指定



※洪水浸水想定区域の例

「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国土交通大臣または都道府県知事が指定します。

〔土砂災害警戒区域〕の指定



「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。 避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。

1. 避難確保計画の作成 (根拠法令 水防法 第15条の3第1項 土砂災害防止法 第8条の2第1項)

「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画です。

- ・防災体制・避難誘導・施設の整備・防災教育及び訓練の実施
- ・自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
- ・そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項など

避難確保計画を実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要です。

作成した避難確保計画は、職員のほか利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを共用スペースの掲示板などに掲載しておくことも有効です。



2. 市町長への報告 (根拠法令 水防法 第15条の3第2項 土砂災害防止法 第8条の2第2項)

避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町長へ報告する必要があります。提出先は、市町の防災担当部局になります。（パンフレット裏面参照）

- ・避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町長が必要な指示をすることがあります。
- ・正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町長がその旨を公表することがあります。



3. 避難訓練の実施 (根拠法令 水防法 第15条の3第5項 土砂災害防止法 第8条の2第5項)

避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、多くの方々参加することで、より実効性が高まります。

ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施することが重要です。



詳細は見開きページへ!

避難確保計画を作成する際の参考となるよう、国土交通省が作成の手引き等を作成し、ホームページ上に掲載しています。また、既に作成されている消防計画等に記載すべき事項を追記することで、避難確保計画とすることができます。

要配慮者利用施設向け 避難確保計画

◎法改正の経緯、必要性

平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生しました。

全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、浸水や土砂災害の危険性がある要配慮者利用施設において、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要です。

平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。



平成27年9月 関東・東北豪雨



平成28年8月 台風10号



「逃げ遅れゼロ」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない
避難体制の構築が必要です。

◎事前の準備により難を逃れた事例 ~静岡県小山町~

避難訓練実施状況



令和元年6月同施設での避難訓練実施状況

災害発生時



施設1階に土砂が大量に流入したが、全員無事

令和元年の
台風19号

特別養護老人ホーム職員が施設利用者を2階へ移動させた後、近くの山から発生した土石流が、施設の1階部分に流入しましたが、利用者及び職員全員難を逃れました。同施設は、土砂災害警戒区域内に存しており、作成していた避難確保計画に基づき日頃から避難訓練を実施していました。

◎避難確保計画の作成方法

避難確保計画に記載すべき事項

- 1 防災体制に関する事項**
 - (1) [各班の任務と組織]
 - (2) [事前対策]
 - (3) [情報収集及び伝達]
- 2 避難誘導に関する事項**
- 3 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項**
- 4 防災教育及び訓練の実施に関する事項**
- 5 利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項**

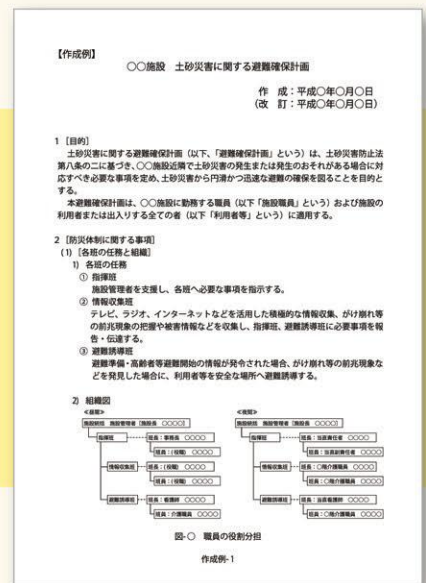
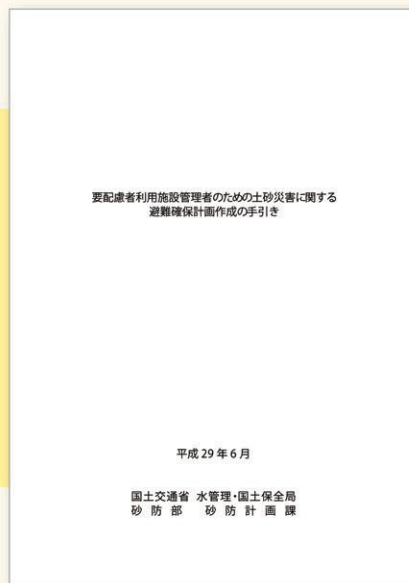
・ 土砂災害防止法施行規則第五条の二 ・ 水防法施行規則第十六条

管理者等の皆さまが避難確保計画を作成する際の参考となるよう

国土交通省では「避難確保計画の手引き」や作成例をホームページ上に掲載しています。

土砂災害に関する 避難確保計画 作成の手引き

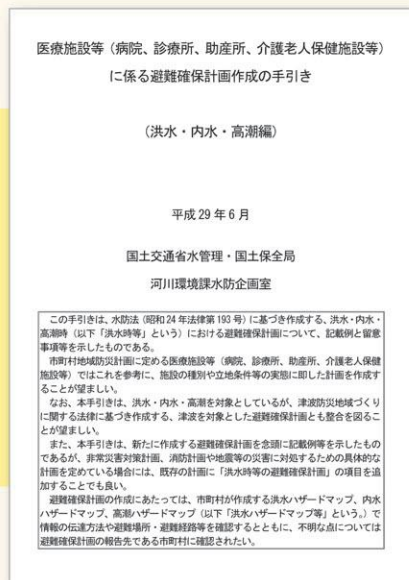
国土交通省
水管理・国土保全局
砂防部計画課



要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き

洪水等に関する 避難確保計画 作成の手引き

国土交通省
水管理・国土保全局
河川環境課



要配慮者利用施設管理者に係る
避難確保計画作成の手引き

要配慮者利用施設における 避難確保計画作成の手引き別冊 （作成支援編・様式編）



平成29年6月現在12月1日現在の最新版です。

要配慮者利用施設管理者に係る
避難確保計画作成の手引き別冊

◎その他にも参考となる資料が作成されています。
各種資料の最新版はホームページをご確認下さい。

◎避難確保計画の事例

要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)

内閣府(防災担当) 消防庁 厚生労働省 国土交通省 気象庁

本事例集は、避難確保計画の作成が義務づけられている施設をはじめ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地する施設の管理者が避難確保計画を作成する際に参考となるよう、具体的な事例をもとに施設管理者や関係行政機関・有識者等が連携し、作成する際のポイントや、検討の過程をまとめたものです。

平成31年3月 第3版

要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)

写真：平成28年台風第10号 要配慮者利用施設被災状況 若手県若狭町 (撮影 国土地理院)

施設内の様子
避難経路の様子
緊急交代の様子

内閣府(防災担当)
消防庁
厚生労働省
国土交通省
気象庁

▼避難場所や避難手段を検討

4. 【事例1】若手県久慈市

Point1 施設の災害リスクを把握し、避難方法を検討する

ハザードマップ等から避難場所や避難手段を検討する

避難場所	避難手段	備考
1 避難所A	徒歩	近所にある避難所。避難経路は直線だが、土砂災害警戒区域を通過する必要がある。
2 避難所B	徒歩	近所にある避難所。避難経路は直線だが、浸水想定区域を通過する必要がある。
3 避難所C	徒歩	近所にある避難所。避難経路は直線だが、土砂災害警戒区域を通過する必要がある。
4 避難所D	徒歩	近所にある避難所。避難経路は直線だが、浸水想定区域を通過する必要がある。
5 避難所E	徒歩	近所にある避難所。避難経路は直線だが、土砂災害警戒区域を通過する必要がある。
6 避難所F	徒歩	近所にある避難所。避難経路は直線だが、浸水想定区域を通過する必要がある。
7 避難所G	徒歩	近所にある避難所。避難経路は直線だが、土砂災害警戒区域を通過する必要がある。
8 避難所H	徒歩	近所にある避難所。避難経路は直線だが、浸水想定区域を通過する必要がある。
9 避難所I	徒歩	近所にある避難所。避難経路は直線だが、土砂災害警戒区域を通過する必要がある。
10 避難所J	徒歩	近所にある避難所。避難経路は直線だが、浸水想定区域を通過する必要がある。

【検討結果(避難場所)】

【検討結果(避難手段)】

▼避難に要する時間を検討

4. 【事例1】若手県久慈市

Point2 避難にかかる時間の算出

避難行動・条件を細かく整理し、避難計画策定を作成

【検討結果】

◎既存の計画への追記による避難確保計画の作成

既に作成されている消防計画や非常災害対策計画に、洪水や土砂災害に関する内容を追記することで、避難確保計画として扱うことができます。その場合も、避難確保計画を市町の防災担当部局へ提出する必要があります。

◎避難行動について

状況に応じた避難場所を、あらかじめ決めておくことが重要です。

施設管理者は施設の構造や立地条件、避難に要する時間等を踏まえて、避難行動を検討することが重要です。

【避難場所の設定方法】



【屋内で安全確保を図るとき】

- 土砂災害** 頑丈な建物の2階以上の部屋
もしくは、山からできるだけ離れた部屋
- 水害** 頑丈な建物の2階以上の部屋



要配慮者利用施設向け 警戒避難体制の構築に向けて

1. 避難確保計画の作成

- 地域の危険性の確認
- 避難確保計画の作成

まずは、ハザードマップや「かがわ防災GIS」で、地域の危険性を確認しましょう。

● ハザードマップの例



高松市 (H27年改訂版)



坂出市 (H26年作成版)



2. 市町長への報告

- 市町の防災担当部局へ提出

かがわ防災GIS で

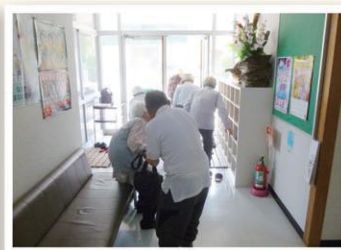
- ◎ 関係者が連携して取り組むことが重要です。
- ◎ 避難確保計画に基づき避難訓練や防災教育を実施しましょう。



3. 避難訓練の実施

- 避難訓練の実施
- 職員や利用者への防災教育の実施

避難訓練等は出水期前に実施するのが効果的!



三木町での取り組み状況



◎ **下記内容について、自己チェックしてみましょう。**

- 地域の危険性を確認しましたか。
- 避難確保計画に記載すべき事項が書かれていますか。
- 市町の防災担当部局へ避難確保計画を提出しましたか。
- 避難確保計画を施設管内の見やすいところへ掲示しましたか。
- 避難確保計画に基づく避難訓練や防災教育が実施されていますか。

◎避難確保計画の提出先

◎地域防災計画及びハザードマップの問合せ先

所 属 名		電話番号
高 松 市	危機管理課	☎087-839-2184
丸 亀 市	危機管理課	☎0877-25-4006
坂 出 市	危機監理室	☎0877-44-5023
善 通 寺 市	防災管理課	☎0877-63-6338
観 音 寺 市	危機管理課	☎0875-23-3940
さ ぬ き 市	危機管理課	☎087-894-1115
東かがわ市	危機管理課	☎0879-26-1235
三 豊 市	危機管理課	☎0875-73-3119
土 庄 町	総 務 課	☎0879-62-7000
小 豆 島 町	総 務 課	☎0879-82-7001
三 木 町	総 務 課	☎087-891-3301
直 島 町	総 務 課	☎087-892-2222
綾 川 町	総 務 課	☎087-876-1906
宇 多 津 町	危機管理課	☎0877-49-8027
まんのう町	総 務 課	☎0877-73-0100
琴 平 町	企画防災課	☎0877-75-6711
多 度 津 町	総 務 課	☎0877-33-1110

水害・土砂災害に関する問合せ窓口

香川県土木部河川砂防課

- ・浸水想定区域 …………… 河川グループ ☎087-832-3540
- ・土砂災害警戒区域等 …………… 砂防・防災グループ ☎087-832-3543

香川河川国道事務所

- ・土器川に関する問合せ …………… 工務第一課 ☎087-821-1619

法改正に関すること

- 水防法関係 …………… 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
 - 土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
- ☎03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/>

発行：香川県土木河川砂防課 協力：全国治水砂防協会香川県支部

資料提供：国土交通省